

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税等賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八雲町は、地方税等賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道八雲町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・「地方税法(昭和25年法律第226号)」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>・地方税その他の地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納処分を行う。</p> <p>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>地方税等分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税の賦課・徴収 ②森林環境税の賦課・徴収 ③課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ④固定資産税の賦課・徴収 ⑤評価証明書の発行 ⑥固定資産台帳の管理 ⑦軽自動車税の賦課・徴収 ⑧国民健康保険税の賦課・徴収 ⑨後期高齢者医療保険料の賦課・徴収 ⑩介護保険料の賦課・徴収 ⑪納税証明書、標識交付証明書の発行 ⑫督促状等の送付及び滞納処分の実施</p>
③システムの名称	住民税システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療保険システム、介護保険料システム、収納管理システム、滞納管理システム、申告支援システム、審査システム及び国税連携システム、共通納税システム、地理情報(GIS)システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、後期高齢者医療保険料情報ファイル、介護保険料情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、国税連携データ受信ファイル、納付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(24、44、85、100の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、71、117、132の項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八雲町(総務課) 北海道二海郡八雲町住初町138番地(電話)0137-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八雲町(財務課) 北海道二海郡八雲町住初町138番地(電話)0137-62-2114
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いは複数人で確認を実施し、書類の保管は施錠が可能な書棚に保管する等のマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守しているため。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、その事務において特定個人情報が不要である場合は、申請書様式において記載欄を設けておらず、税基幹系システム等への入力も複数人により確認を行う事とする等の対策を行っているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 1. ②事務の概要	・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査(別表第二における情報提供の根拠)	・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査(別表第二における情報提供の根拠)	事後	
平成29年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	事後	
平成29年6月30日	I 5. ②所属長	財務課長 梶原 雄次	財務課長 鈴木 敏秋	事後	
平成29年6月30日	II 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月30日	II 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	I 1. ③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、後期	事後	
令和1年6月21日	I 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険	住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	事後	
令和1年6月21日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二	・番号法第19条第7号別表第二	事後	
令和1年6月21日	I 5. ②所属長	財務課長 鈴木 敏秋	財務課長 川崎 芳則	事後	
令和1年6月21日	I 5. ②所属長	財務課長 川崎 芳則	財務課長	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月30日	I 1. ③システムの名称	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、後期	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、後期	事後	
令和2年4月30日	I 2. 特定個人情報ファイル名	住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	事後	
令和2年4月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二	・番号法第19条第7号別表第二	事後	
令和2年4月30日	II 1. 対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II 2. 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和6年7月1日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二	・番号法第19条第8号別表第二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	I 1. ②事務の概要	<p>・「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納処理を行う。</p> <p>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>地方税等分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税の賦課・徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③固定資産税の賦課・徴収 ④評価証明書の発行 ⑤軽自動車台帳の管理 ⑥軽自動車税の賦課・徴収 ⑦国民健康保険税の賦課・徴収 ⑧後期高齢者医療保険料の賦課・徴収 ⑨介護保険料の賦課・徴収 ⑩納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行 ⑪督促状等の送付及び滞納処分の実施</p>	<p>・「地方税法(昭和25年法律第226号)」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>・地方税その他の地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納処分を行う。</p> <p>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>地方税等分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税の賦課・徴収 ②森林環境税の賦課・徴収 ③課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ④固定資産税の賦課・徴収 ⑤評価証明書の発行 ⑥固定資産台帳の管理 ⑦軽自動車税の賦課・徴収 ⑧国民健康保険税の賦課・徴収 ⑨後期高齢者医療保険料の賦課・徴収 ⑩介護保険料の賦課・徴収 ⑪納税証明書、標識交付証明書の発行 ⑫督促状等の送付及び滞納処分の実施</p>	事後	
令和7年9月24日	I 1. ③システムの名称	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療保険システム、介護保険料システム、収納管理システム、滞納管理システム、申告支援システム、審査システム及び国税連携システム、共通納税システム、地理情報(GIS)システム、中間サーバー	住民税システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、後期高齢者医療保険システム、介護保険料システム、収納管理システム、滞納管理システム、申告支援システム、審査システム及び国税連携システム、共通納税システム、地理情報(GIS)システム、中間サーバー	事後	
令和7年9月24日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30、59、68の項)	番号法第9条第1項 別表(24、44、85、100の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	I 4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会者の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27、42、82、94の項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p>	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、71、117、132の項</p> <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p>	事後	
令和7年9月24日	II 1. 対象人数	令和6年7月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月24日	II 2. 取扱者数	令和6年7月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新規項目	事後	様式変更による追加
令和7年9月24日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規項目	事後	様式変更による追加